

学校におけるインターネット利用等及び
I C T 機器を活用した情報発信に関するガイドライン

2021年 4月



山形大学附属中学校

Yamagata University Junior High School

学校におけるインターネット利用等に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、山形大学附属中学校（以下、「本校」と記述）の学習活動等において、生徒のプライバシーの保護を保障しながら、安全で効果的なインターネット活用のために必要な基本事項を示すことを目的とする。

2 インターネットの利用形態

- (1) 情報の発信及び受信
学校の教育活動の成果や各教科・特別活動での取り組みをホームページに掲載したり、電子メールで発信したりするとともに、発信した情報に対する意見・感想を受信したりする。
- (2) 情報の検索及び収集
学習に関連する情報を検索したり収集したりすることを、学習活動に効果的に取り入れる。
- (3) 教材の作成及び配信
授業で活用できる動画や画像及びコンテンツを活用し、また授業で活用できる教材を作成し、本校生徒に配信する。
- (4) 授業等での交流活動
テレビ会議システムや動画配信システム及び電子メール等により、国内外の都市・学校等との交流を行う。

3 インターネットの利用者

本校の施設を利用してインターネットを活用できるのは、次の者とする。

- (1) 本校教職員
- (2) 本校生徒
- (3) 総括責任者である校長が適当と認めた者

4 生徒のインターネット利用

- (1) 生徒のインターネット利用は、必ず教職員の指導のもとで行うものとする。
- (2) 生徒がインターネットを活用するにあたっては、プライバシー・著作権の保護やその侵害等、インターネットにおける基本的なモラルについて常に指導・監督する。
- (3) 生徒がインターネットで教育上不適切な利用をしている場合は、すぐに適切な指導を行う。また、状況に応じて利用を中止しなければならない。

5 個人情報の発信

- (1) インターネットを利用して、個人情報を発信する時は、本人及び保護者の同意を前提とし、教職員の指導のもとに発信する。（別添「個人情報等の情報発信に関する事前同意のお願い」参照）
- (2) インターネットで発信できる個人情報は、教職員・生徒に関するものとし、教育活動の過程や成果、地域との情報交流を正しく伝えるものに限り発信できる。
- (3) オンライン授業での生徒及び教職員のインターネットによる交流の際には、本校及び提携した学校の生徒及び教職員との情報交換を行う場合においてのみ個人情報を発信できる。
- (4) 住所、電話番号、生年月日、身体的特徴、宗教、病気の状況、家庭の状況、成績等、人権に留意する必要があるものは、発信できない。
- (5) 研修会の案内等インターネットによる交流を提携していない者に電子メールを発信する場合や、不特定多数の者が受信できるホームページには、個人情報を掲載しない。また、動画配信による授業への活用については、本校の関係者のみ閲覧できる方法の配信を原則とする。ただし、教育上有

益で、本人及び保護者の同意を得た場合は、この限りではない。

6 著作権に関する条件

- (1) 学校のホームページは国立大学法人山形大学が著作権を有する。発信する場合には、その旨をホームページ上に明記する事とする。
- (2) ホームページ上に、第三者の著作物の引用、複製・転載等は、原則として行わない。ただし、著作権フリーのものはその限りではない。(公開用ビデオのBGMなどの音源に関しても同様に扱う。)

7 主な遵守事項

インターネットの利用者及び指導者は、インターネットの利用にあたって法令を遵守するほか、以下の項目について守らなくてはならない。

- (1) 個人情報を取り扱う場合、適正な指導管理に基づき、教材として必要最小限かつ名誉または個人のプライバシーを侵害するおそれのない項目のみを扱うこと。
- (2) ID(登録番号)及びパスワード(暗証番号)を第三者に公表しないこと。
- (3) パスワードは随時変更すること。
- (4) インターネットを利用して、政治活動や宗教活動及び商業活動を行わないこと。
- (5) 大学や学校、個人の名誉を損なうような虚偽の情報は転載しないこと。
- (6) 著作権の保護に留意し、第三者が作製した著作物を事前の承諾なく他の第三者に提供しないこと。
- (7) インターネットの利用により発生が予想される損害(ウイルスの侵入等)に備え、常にデータの保存を行うこと。
- (8) 校長は、インターネットを利用する者が、他人を中傷せず、著作権及び知的所有権に配慮するなど、ネットワーク利用における基本的なマナーに留意するよう指導者(教員)へ指導し、指導者は生徒に対してマナーを遵守するよう指導するとともに道徳的態度の涵養を図ること。
- (8) 校長は、生徒が発信するデータを校内で集約・確認してから、外部に発信するシステムを構築するよう努めること。
- (10) 校長は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱いには、極めて留意することを指導者(教員)に、徹底して指導に当たること。

8 取扱責任者

- (1) 校長はインターネットの適正な利用を図るため、インターネット取扱責任者をおくものとする。また、インターネット取扱責任者は本校のコンピュータ及びネットワーク全体の保守管理につとめる。
- (2) インターネット取扱責任者は、以下に定めることにより、個人情報及びデータの保護にあたる。
 - ① インターネットに接続するパソコンを特定する。
 - ② 校内LANに接続する場合には、特定した外部接続のパソコンと校内LANとの間にファイヤーウォール等を設け、複数のパソコンを結ぶ校内LANへ外部からの違法な侵入を防ぐこととする。
 - ③ ウイルスの被害を予防するため、常に最新のバージョンに更新するなど配慮する。

学校におけるICT機器を活用した情報発信に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、山形大学附属中学校（以下、「本校」と記述）の教育活動や研究等でのICT機器を活用した動画配信や双方向通信等による情報発信において、生徒や教職員のプライバシーや学校の教育活動に関する情報の保護を保障しながら、安全で効果的なICT機器活用の促進を図るために必要な基本事項を示すことを目的とする。

2. 情報発信を行う教育活動の目的や対象者とそれに係る留意点

遠隔教育や保護者や研究会等の参加者に向けた動画配信など、学校のさまざまな教育に関わる活動において、ICT機器を活用した情報発信（一方向、双方向）を行う際、その目的や対象者等に応じて、効果と安全性についての次のような留意点を押さえた上で、情報発信を行う。

(5) 遠隔教育における情報発信について

①目的

生徒が離れた場所の教師や生徒とICT機器を用いて授業や交流などの学習活動を行う。

- ・他校や離れた場所の施設と授業などで生徒同士が交流する
- ・専門的知識を有する外部の方と離れた場所から授業者と協働して授業する
- ・家庭と学校をICT機器でつないで、生徒把握や授業を行う。
- ・不登校や療養中の生徒に対し、自宅や病院における学習を支援する。

②対象者

- ・授業を行う本校生徒、教職員、
- ・本校と提携した学校・施設の生徒、職員、その他校長が認めた者に限る
(インターネット利用等のガイドライン5-(3))

③留意点

1. 肖像や氏名は、「個人情報等の情報発信に関する事前同意のお願い（以下、同意書）」で不同意だった生徒を除き、必要に応じた撮影や呼び方で特に制限なく配信できる。不同意だった生徒については、家庭との連絡を取り、目的や実施内容について説明しながら、不同意な点について確認した上で行う。
2. 生徒の発言については、情報モラルに関する事前指導を簡単に行い、インターネットの特性について周知し、それを踏まえて、住所、電話番号、生年月日、身体的特徴、宗教、病気の状況、家庭の状況、成績等、人権に留意する必要があるものは、発信できないことを指導する。(インターネット利用等のガイドライン5-(4))
3. 万が一、上記2に触れた場合（特に、人権等に触れかねない発言が出た場合）、双方向の際は、教師はその場で指導を入れ、動画配信の場合は、必要に応じて削除してから配信する。
4. それぞれの所属長に連絡し、学校のガイドライン等に応じた手続きを経て行う。
5. 個人情報や動画の保護について、担当者同士で十分相談し、必要に応じて、実施後の処理や保存期間等について話し合っておく。

(2) 保護者への情報発信について

①目的

保護者に対し、PTAに関連する行事、および生徒の学習の様子を伝えたりするための配信を行う。

②対象者

- ・本校生徒、教職員
- ・本校保護者とその家族（祖父母）

③留意点

A: 双方向配信、オンタイム配信の場合

- ア 肖像については、個人を特定できない遠景からの撮影を行う。ただし、保護者も参加を求めた交流活動にねらいがある場合は、「2-（1）遠隔教育における情報発信」に準じ、事前に留意点等について十分確認や協力を得た上で実施する。同意書で不同意だった生徒については、「2-（1）遠隔教育における情報発信」に準じる。
- イ 生徒の発言については、情報モラルに関する事前指導を簡単に行い、インターネットの特性について周知し、それを踏まえて、住所、電話番号、生年月日、身体的特徴、宗教、病気の状況、家庭の状況、成績等、人権に留意する必要があるものは、発信できないことを指導する。（インターネット利用等のガイドライン5-（4））
- ウ 万が一、上記イに触れた場合（特に、人権等に触れかねない発言が出た場合）、双方向の際は、教師はその場で指導を行う。
- エ 配信に当たっては、保護者に趣旨を説明し、理解を得ると共に、URLの適切な管理とSNS等へのアップロードの禁止を依頼する。

B: 動画配信の場合

- ア 肖像については、必要に応じて目的にあった撮影の仕方を行うと共に、万が一の安全性を考慮しながら撮影する。同意書で不同意だった生徒については、「2-（1）遠隔教育における情報発信」に準じ、全体への配信部分を編集したり、当該生徒の部分のみ、当該保護者に提供するなど、保護者の意向に添う方法に配慮する。
- イ 生徒の発言については、情報モラルに関する事前指導を簡単に行い、インターネットの特性について周知し、それを踏まえて、住所、電話番号、生年月日、身体的特徴、宗教、病気の状況、家庭の状況、成績等、人権に留意する必要があるものは、発信できないことを指導する。（インターネット利用等のガイドライン5-（4））
- ウ 万が一、上記2に触れた場合（特に、人権等に触れかねない発言が出た場合）、その部分は編集する。
- エ 配信に当たっては、保護者に趣旨を説明し、理解を得ると共に、動画のアップロードの期間の設定やURLの適切な管理とSNS等へのアップロードの禁止を依頼する。

(3) 大学との連携における情報発信について

①目的

大学との連携による、学生の授業、研究、交流等のための配信を行う。

②対象者

- ・本校生徒、教職員
- ・本校と連携した大学教員や学生、その他校長が認めた者に限る。
（インターネット利用等のガイドライン5-（3））

③留意点

- ア 肖像は、原則、個人をあまり特定できないように、なるべく遠景からの撮影にし、万が一の安全性を考慮しながら撮影する。同意書で不同意だった生徒については撮影しない。当面の間、動画配信を原則とする。
- イ 生徒の発言については、情報モラルに関する事前指導を簡単に行い、インターネットの特性について周知し、それを踏まえて、住所、電話番号、生年月日、身体的特徴、宗教、病気の状況、家庭の状況、成績等、人権に留意する必要があるものは、発信できないことを指導する。（インターネット利用等のガイドライン5-（4））

- ウ 万が一、上記2に触れた場合（特に、人権等に触れかねない発言が出た場合）、その部分は編集する。
- エ 配信に当たっては、大学の担当者と協議し、できるだけURLの配信は行わない。URLの配信が必要な場合は、SNS等へのアップロードの禁止について責任をもって指導するとともに、必要な日時のみ配信とし、それ以後は、削除する。

(4) 研究会等における他校教職員等への情報発信について

① 目的

研究会等の目的で、特定の外部の参加者にむけて配信する。

② 対象者

- ・本校生徒、教職員
- ・本校の研究会等に参加した、教職員や教育関係者。大学生を除く。

③ 留意点

- ア 肖像は、原則、個人をあまり特定できないように、なるべく遠景からの撮影にし、万が一の安全性を考慮しながら撮影する。氏名は、できるだけ、一般的な呼び方の方で呼ぶように留意する（個人が特定しにくい方の姓や名で呼ぶ）。同意書で不同意だった生徒については、撮影しない。当面の間、動画配信を原則とする。
- イ 生徒の発言については、情報モラルに関する事前指導を簡単に行い、インターネットの特性について周知し、それを踏まえて、住所、電話番号、生年月日、身体的特徴、宗教、病気の状況、家庭の状況、成績等、人権に留意する必要があるものは、発信できないことを指導する。（インターネット利用等のガイドライン5-（4））
- ウ 万が一、上記2に触れた場合（特に、人権等に触れかねない発言が出た場合）、その部分は編集する。
- エ 配信に当たっては、参加者から同意書等で、SNS等へのアップロードの禁止や個人情報保護の観点からの守秘義務、URLの管理について確認を求める。同意した者にのみ、URLを配信する。必要な日時、期間のみ配信とし、それ以後は、削除する。

3 「学校におけるインターネット等の利用に関するガイドライン」との関係について

本ガイドラインを実施するに当たり、「学校におけるインターネット等の利用に関するガイドライン」との整合性を図る。

4 情報発信の手続き

それぞれの情報発信を行う際、その目的や安全上の対応の確認、取り組みの情報共有のため、以下のような手続きを経て行う。

- (1) 2-（1）遠隔教育による情報発信
教頭、教務に口頭で申し出る。動画配信については、教務で確認し、配信する。
- (2) 2-（2）～（4）
別紙の様式に記入の上、所定の手続きを経て行う。

I C T 機器を活用した情報発信（令和3年度）

教務	教頭	校長

1. ねらい
2. 期日・時間・担当者・授業者等 月 日 () 校時 学年・学級 授業者：
3. 配信の形式 ・双方向 ・動画配信
4. 参加者等
5. 留意点

	肖像 (同意した生徒)	氏名	不同意の生徒への 対応	双方向の可否
遠隔教育による 情報発信	○ アップも可	○	連絡した上、可能 な範囲で対応	○
保護者への 情報発信	動画：○アップも可 双方向：△ 遠景	○	連絡した上、可能 な範囲で対応	必要により○
大学との連携に おける情報発信	△ なるべく遠景	○	×	原則不可
研究会等におけ る情報発信	△ なるべく遠景	△ 一般的な呼び 方に留意	×	原則不可